

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

豊かな佐波川のつくり出した平野に位置し、周防の国府が置かれていた本市のものづくりの歴史は古く、窯業、鋳物業、製塩業、酒造業など多彩なものがあったが、昭和初期の化学繊維工場の進出、戦後の塩田跡地への化学工場、自動車産業の進出によって、港湾と臨海部に立地した製造業を中心とする産業都市として発展している。

市内中小企業は、これらの大企業と協力し、本市の産業集積を築いてきたが、経済のグローバル化の中で経営環境が厳しさを増し、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

また、国勢調査によると、令和2年本市の人口は約11万4千人で、平成7年をピークに減少に転じている。一方、高齢化率は30.7%と上昇しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少と高齢化が進行すると予測されている。生産年齢の人口減少は労働力不足につながり、企業等の成長が阻害されることなどにより、経済成長が鈍化するおそれがある。

このような中、独自の取組として、防府市中小企業振興基本条例を制定し、この条例に基づく防府市中小企業振興基本計画により、中小企業の経営の革新や創造的な事業活動を支援する施策を進めているが、引き続き、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促進していくことにより、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、市内中小企業の働き方改革や生産性の向上を更に加速させ、県央地域の中核都市として経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業を中心に、農林水産業、運輸業、卸売業・小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市内の経済、雇用を支えているため、これらの

産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺、臨海部、山間部と広域に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業を中心に、農林水産業、運輸業、卸売業・小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画における対象業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月11日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。